

平成 30 年 4 月 27 日

「公益財団法人日本眼科学会
視覚障害者との共生委員会」
「公益社団法人日本眼科医会
身体障害認定基準に関する委員会」
との合同委員会

お知らせ

今般、厚生労働省から「身体障害者福祉法施行規則等の一部を改正する省令」が公布されました。

これまで、平成 22 年度から「公益財団法人日本眼科学会 視覚障害者との共生委員会・公益社団法人日本眼科医会 身体障害認定基準に関する委員会との合同委員会」（以下、合同委員会）において計 12 回の委員会を開催して、視覚障害認定基準の改定に関して医学的見地から慎重に検討を重ねてまいりました。平成 28 年 8 月に「合同委員会」で「視覚障害認定基準の改定に関する取りまとめ報告書」を作成し、厚生労働省に提出いたしました。

この報告書を基に、厚生労働省で平成 29 年 1 月に「視覚障害認定基準に関する検討会」が設置され、1 年間かけて計 5 回の検討会が開催され、見直しが行われました。その検討結果がまとめられ、パブリックコメントを経て、本年 4 月 27 日に厚生労働省から公布されました。本年 7 月 1 日から実施の運びとされていますので、ご承知おきください。

なお、今回の改正に関する眼科医向けの「視覚障害認定基準の手引き」を合同委員会で作成しましたので、視覚障害認定に当たり、ご活用くださいますようお願いいたします。